

特別養護老人ホーム恵光苑 介護老人福祉施設

【利用料金表】 平成29年4月1日改正 (円)

区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護保険サービス	基本料金(1日あたり)	547	614	682	749	814	
	加算(1日あたり)	①日常生活継続支援※1	36				
		②看護体制※2	8				
		③夜勤職員配置※3	13				
		介護職員処遇改善加算	(基本料金+加算①+②+③)×利用日数×8.3%				
1ヵ月合計(31日で算定)	1割負担者	20,278	22,527	24,810	27,060	29,242	
	2割負担者	40,556	45,055	49,621	54,120	58,484	
保険外サービス	食費	利用者負担 第1段階	300	(31日) 9,300	(食費と居住費の自己負担について) 1. 食費と居住費は各段階に応じて、左記の料金(日額費用)を負担していただきます。(ご利用者様の収入に応じて、食費・居住費の軽減を受けることができます。軽減を受けるためには、各市町村へ申請書を提出し、『介護保険負担限度額認定証』の交付を受ける必要があります。) 2. 入院・外泊時において、お部屋を確保している場合には居住費は徴収させていただきます。		
		利用者負担 第2段階	390	(31日) 12,090			
		利用者負担 第3段階	650	(31日) 20,150			
		利用者負担 第4段階	1,380	(31日) 42,780			
	居住費	利用者負担 第1段階	0				
		利用者負担 第2段階	370	(31日) 11,470			
		利用者負担 第3段階	370	(31日) 11,470			
利用者負担 第4段階	840	(31日) 26,040					
自己負担金合計	利用者負担 第1段階	1割負担者	29,578	31,827	34,110	36,360	38,542
		2割負担者	49,856	54,355	58,921	63,420	67,784
	利用者負担 第2段階	1割負担者	43,838	46,087	48,370	50,620	52,802
		2割負担者	64,116	68,615	73,181	77,680	82,044
	利用者負担 第3段階	1割負担者	51,898	54,147	56,430	58,680	60,862
		2割負担者	72,176	76,675	81,241	85,740	90,104
	利用者負担 第4段階	1割負担者	89,098	91,347	93,630	95,880	98,062
		2割負担者	109,376	113,875	118,441	122,940	127,304

※1 認知症高齢者が一定数以上入所しており、介護福祉士の有資格者を一定数以上配置している場合
 ※2 看護職員を基準数以上配置しており、協力病院との24時間の連携体制を確保している場合
 ※3 夜間帯に介護職員・看護職員を基準数以上配置した場合

◆ 加算(該当があった時点で加算されるもの)

初期加算(1日につき)	30円	入所日から30日間、又は1ヶ月を超える入院後の再入所の際も30日間通常の料金に加算されます。
外泊時費用(1日につき)	246円	外泊や入院時(施設に在所していない日)その翌日から加算されます。(月6日程度)月をまたいで連続した場合は、最長12日間加算。
療養食加算(1日につき)	18円	医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食を提供した場合に加算されます。
若年性認知症入所者受入加算(1日につき)	120円	65歳未満で認知症と認められた場合加算されます。

- ※ 理美容(職員が行う場合は無料)、レクリエーション、クラブ活動、日常生活用品(おむつを除く)の購入にかかる費用は実費となります。
- ※ 当施設の医師(嘱託)による健康管理や療養指導は介護保険給付サービスに含まれています。それ以外の医療については、他の医療機関による往診や入通院により対応し、別途自己負担となります。

※利用者負担段階について

所得の低い方は負担の軽減を受けることができます。「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることにより、所得の段階により負担が軽減されます。

第1段階	1.世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 2.生活保護等を受給している方
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、上記、第2段階以外の方
第4段階	上記以外の方

※高額サービス費について

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。(右表参照)
 1ヵ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

≪例≫ 要介護5、利用料段階 第2段階の方の場合(31日利用)

$$(814円 + 36円 + 8円 + 13円) \times 31日 \times 1.083 = 29,242円$$

$$29,242円 - 15,000円 = 14,242円$$

14,242円が高額サービス費で払い戻されます

利用者負担段階	利用者負担上限額	
第1段階	15,000円	
第2段階	15,000円	
第3段階	24,600円	
第4段階	一般	37,200円
	現役並み所得者	44,400円